

地域防災計画充実に向けた 取り組み

内閣府政策統括官(原子力防災担当)付
参事官(地域防災・訓練担当)付

地域防災計画充実に向けた国の取組方針

原子力防災会議の組織

- 議長 : 内閣総理大臣
- 副議長 : 官房長官、環境大臣、
内閣府特命担当大臣(原子力防災)、
原子力規制委員長
- 議員 : 議長・副議長以外の全国務大臣、
内閣府副大臣(原子力防災)、内閣府大臣政
務官(原子力防災)、内閣危機管理監

【事務局体制】

事務局長: 環境大臣
事務局次長: 内閣府政策統括官(原子力防災担当)
環境省 水・大気環境局長

(原子力防災会議幹事会)

議長 : 内閣府政策統括官(原子力防災担当)
副議長: 環境省 水・大気環境局長
幹事 : 関係省庁局長級

地域防災計画の充実に向けた今後の対応

平成25年9月3日
原子力防災会議

1. 現状等

防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づく新しい枠組に基づき、原子力発電所から概ね半径30km圏内の自治体による地域防災計画(原子力災害対策編)の策定が進んでいる。

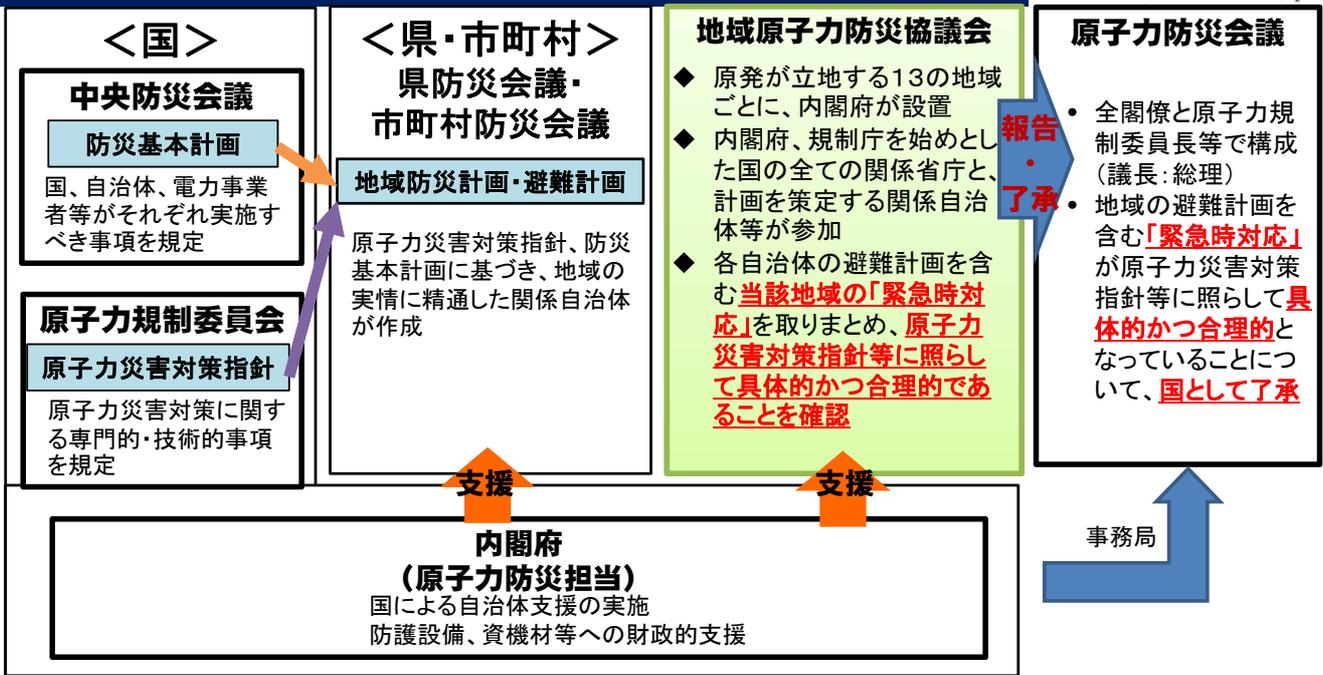
地域防災計画は、内容の具体性や実効性が重要であり、避難計画や要援護者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国の積極的な支援が期待されている。

2. 今後の対応

政府を挙げて地域の防災計画の充実化を支援することとし、原子力防災会議及び内閣府原子力災害対策担当室を中心に以下の取組を行う。

- (1)内閣府原子力災害対策担当室は、原子力発電所の所在する地域毎に、課題解決のためのワーキングチームを速やかに設置し、関係省庁とともに、関係道府県・市町村の地域防災計画・避難計画の充実化を支援する。
- (2)原子力防災会議及び同幹事会において、地域防災計画・避難計画等の充実化の内容・進捗を順次確認する。

地域防災計画・避難計画の作成支援(体制)

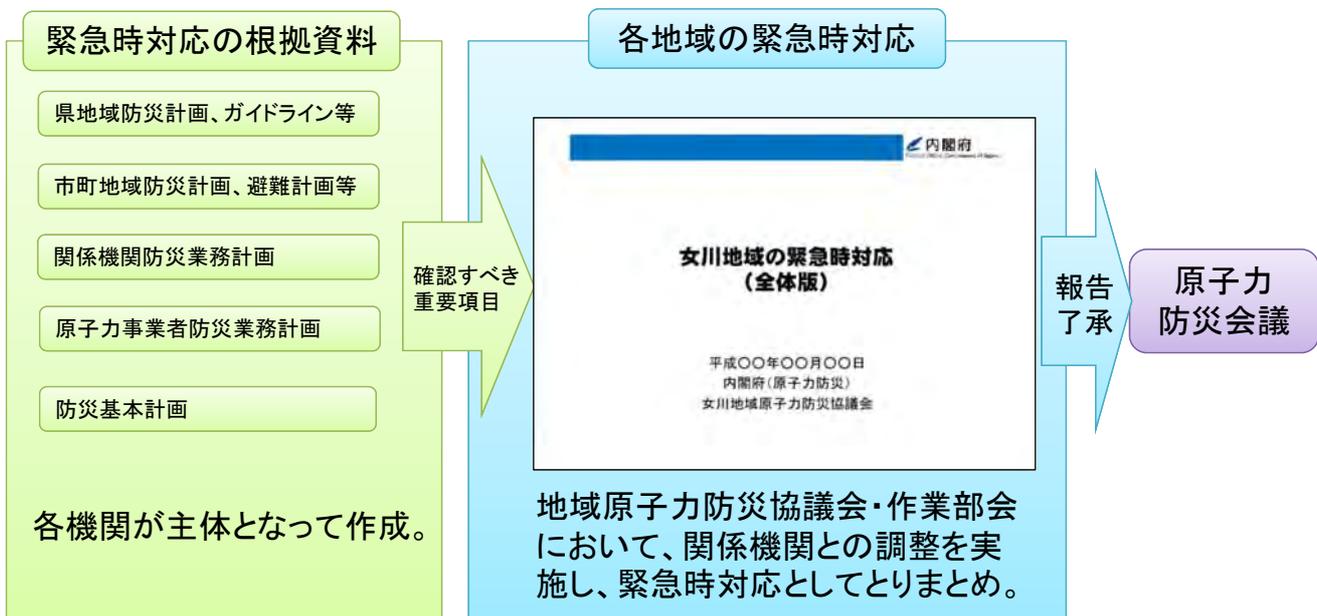


<国による自治体支援の具体的内容>

- 計画**策定当初から政府がきめ細かく関与**し、要配慮者を含め、避難先、避難手段、避難経路等の確保等、**地域が抱える課題をとともに解決**するなど、**国が前面に立って自治体をしっかりと支援**
- 緊急時に必要となる資機材等については、**国の交付金等により支援**
- 関係する民間団体への協力要請など、全国レベルでの支援も実施
- 一旦策定した計画についても、**確認・支援を継続して行い、訓練の結果等も踏まえ、引き続き改善強化**³

「緊急時対応」の取りまとめイメージ

- 各地域で策定されている地域防災計画及び避難計画等のうち、特に発災時からUPZの一時移転の段階の緊急時対応が、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認するための資料(内閣府が地域原子力防災協議会においてとりまとめ)。



女川地域原子力防災協議会及び作業部会の体制について

1. 概要

道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、原子力発電所が所在する地域毎に「地域原子力防災協議会」が設置された。

女川地域では全市町の避難計画が取りまとめられる状況であり、女川地域原子力防災協議会作業部会において、避難計画の充実化に向けた検討を推進する。

2. 女川地域原子力防災協議会

「地域原子力防災協議会の設置について」（平成 27 年 3 月 20 日内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定）に記載された下記の構成員を基本として、別途、女川地域原子力防災協議会の構成員を設定する。

地域原子力防災協議会 構成員

内閣府	政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁	長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房	内閣官房副長官補（事態対処・危機管理）付危機管理審議官
内閣府	大臣官房審議官（防災担当）
警察庁	長官官房審議官
総務省	大臣官房総括審議官
消防庁	国民保護・防災部長
文部科学省	大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省	大臣官房技術総括審議官
農林水産省	大臣官房技術総括審議官
経済産業省	大臣官房審議官（エネルギー・環境担当）
国土交通省	大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁	総務部参事官（警備救難部担当）
環境省	大臣官房審議官
防衛省	大臣官房審議官
関係道府県	副知事

※ 関係道府県の出席者は、当該道府県の状況に応じ、副知事又は同程度の職にあるものとする。

※ 関係市町村及び電力事業者は、オブザーバーとして会議に参加することができる。

3. 女川地域原子力防災協議会作業部会

「地域原子力防災協議会の設置について」では、地域原子力防災協議会の構成員を補佐するため、作業部会を置くこととし、その基本構成は、地域毎の課題や事情に応じて柔軟に設定することとされている。

女川地域原子力防災協議会作業部会については、国、県等の構成員を中心に、検討事項に応じた体制で進めることとする。

女川地域原子力防災協議会作業部会の主な構成

構成員	宮城県環境生活部原子力安全対策課 総務部危機対策課 宮城県警察本部警備課 交通規制課 海上保安庁第二管区海上保安部警備救難部環境防災課 宮城海上保安部警備救難課 陸上自衛隊東北方面総監部防衛部防衛課運用班 第6師団司令部第3防衛班 女川原子力規制事務所 経済産業省資源エネルギー庁原子力発電立地対策・広報室 原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、監視情報課 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
オブザーバー	女川町企画課 石巻市総務部危機対策課 登米市総務部防災課 東松島市総務部防災課 涌谷町総務課 美里町防災管財課 南三陸町危機管理課 東北電力株式会社